

平成 27 年第 2 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	第 51 号議案
議 案 名	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法等の改正及び個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の見直しに伴うもの</p> <p>1 個人市民税 公布の日～ (1) 地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除を受けようとする場合、当分の間、個人の市民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする。 (2) 住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成 31 年まで延長する。</p> <p>2 固定資産税 公布の日～ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新築されたものに係る固定資産税の課税標準の軽減の程度について定める割合を 3 分の 2 とする。</p> <p>3 軽自動車税 公布の日～ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに初回車両番号指定を受けた 3 輪以上の軽自動車について、平成 28 年度に限り、次の措置を講ずる。 ア 電気軽自動車及び平成 21 年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の 10 分の 9 を超えない天然ガス軽自動車について、税率のおおむね 100 分の 75 を軽減する。 イ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる 3 輪以上の軽自動車について、税率のおおむね 100 分の 50 を軽減する。 (ア) 基準エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもの (イ) 基準エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 135 を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもの ウ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる 3 輪以上の軽自動車（イに該当するものを除く。）について、税率のおおむね 100 分の 25 を軽減する。 (ア) 基準エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもの (イ) 基準エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもの</p>

単位 円

区分			標準税率	上記ア	上記イ	上記ウ	
軽自動車	3輪		3,900	1,000	2,000	3,000	
	4輪以上	乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
			自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
		貨物用	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
			自家用	5,000	1,300	2,500	3,800

4 市たばこ税 28. 4. 1～

紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率の特例を廃止した上、次の期間における税率をそれぞれ次に定める税率とする。

- ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

5 個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う次の特定非営利活動法人の見直し 公布の日～

変更前

特定非営利活動法人コミュニティサポーターほっぷ	安城市東栄町2丁目13番17号
特定非営利活動法人AJ TOM'S MUSIC	安城市今本町4丁目10番8号

変更後

特定非営利活動法人コミュニティサポーターほっぷ	安城市今本町7丁目5番地1アルカディアタウンA-301
-------------------------	-----------------------------

※ 特定非営利活動法人AJ TOM'S MUSICは、特定非営利活動法人の指定の取下げによる解除

議案番号 第52号議案

議案名 安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令の改正に伴うもの

1 課税限度額の引上げ

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を52万円(現行51万円)とする。
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円(現行16万円)とする。
- (3) 介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円(現行14万円)とする。

2 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

- (1) 5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円(現行24万5千円)とする。
- (2) 2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円(現行45万円)とする。

(施行日)

公布の日

内 容	
議 案 番 号	第 53 号議案
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>介護保険法施行令の改正に伴い、保険料の軽減措置を設けるもの</p> <p>介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者（高齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で収入額等が 80 万円以下のもの）の平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料を減額し、23,040 円（減額前 25,920 円）とする。</p> <p>（施行日） 公布の日</p>
議 案 番 号	第 54 号議案
議 案 名	安城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安祥城址公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせることに伴うもの</p> <p>安祥城址公園の公園施設の利用に関する業務及び維持管理に関する業務を指定管理者に行わせる業務の対象に加える。</p> <p>（施行日） 平成 28 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 55 号議案
議 案 名	安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
摘 要	<p>歴史博物館の管理を指定管理者に行わせることに伴うもの</p> <p>歴史博物館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、必要な事項を定める。</p> <p>(1) 指定管理者の選定の基準</p> <p>ア 利用者の平等な利用を確保するものであること。</p> <p>イ 利用者に対するサービスの向上を図るものであること。</p> <p>ウ 博物館の効用を最大限に発揮し、管理業務に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>エ 管理業務を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>(2) 指定管理者に行わせる業務</p> <p>ア 博物館資料の利用に関する業務</p> <p>イ 博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 指定管理者による適切な管理の確保</p> <p>ア 指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>イ 教育委員会は、指定管理者に対し、管理業務及びその経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>ウ 教育委員会は、指定管理者がイの指示に従わないときその他管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(施行日)</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 56 号議案
議 案 名	安城市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>市民ギャラリーの管理を指定管理者に行わせることに伴うもの</p> <p>1 市民ギャラリーの管理を指定管理者に行わせることに伴い、必要な事項を定める。</p> <p>(1) 指定管理者の選定の基準</p> <p>ア 利用者の平等な利用を確保するものであること。</p> <p>イ 利用者に対するサービスの向上を図るものであること。</p> <p>ウ ギャラリーの効用を最大限に発揮し、管理業務に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>エ 管理業務を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>(2) 指定管理者に行わせる業務</p> <p>ア ギャラリーの利用に関する業務</p> <p>イ ギャラリーの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 指定管理者による適切な管理の確保</p> <p>ア 指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>イ 教育委員会は、指定管理者に対し、管理業務及びその経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>ウ 教育委員会は、指定管理者がイの指示に従わないときその他管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命ずることができる。</p> <p>2 教育委員会が主催する特別展、企画展等の観覧料の規定を削除する。</p> <p>(施行日) 平成 28 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 57 号議案
議 案 名	安城市埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	<p>埋蔵文化財センターの管理を指定管理者に行わせることに伴うもの</p> <p>埋蔵文化財センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、必要な事項を定める。</p> <p>(1) 指定管理者の選定の基準</p> <p>ア 利用者の平等な利用を確保するものであること。</p> <p>イ 利用者に対するサービスの向上を図るものであること。</p> <p>ウ センターの効用を最大限に発揮し、管理業務に係る経費の縮減を図るものであること。</p> <p>エ 管理業務を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>(2) 指定管理者に行わせる業務</p> <p>ア センターの利用に関する業務</p> <p>イ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 指定管理者による適切な管理の確保</p> <p>ア 指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>イ 教育委員会は、指定管理者に対し、管理業務及びその経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>ウ 教育委員会は、指定管理者がイの指示に従わないときその他管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(施行日) 平成 28 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 58 号議案
議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>福島復興再生特別措置法の改正に伴うもの</p> <p>引用している福島復興再生特別措置法の条項名の変更 第 6 条第 1 項中 「第 30 条」→「第 40 条」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 59 号議案
議 案 名	平成 2 7 年度安城市一般会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 60 号議案
議 案 名	平成 2 7 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	介護保険事業（第 1 号）の 1 会計 資料別添
議 案 番 号	第 61 号議案
	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設電気計装及び受入供給設備整備工事</p> <p>場 所 安城市根崎町地内</p> <p>概 要 電気計装設備 受入供給設備ほか</p> <p>契 約 金 額 241,920,000 円</p> <p>契約の相手方 名古屋市中区錦三丁目 1 5 番 1 5 号 荏原環境プラント株式会社中部支店 支店長 松 本 晶 徳</p> <p>契約の方法 随意</p> <p>工 期 ~平成 2 8 年 2 月 2 6 日</p>

内 容									
議案番号	第62号議案								
議案名	工事請負契約の締結について								
摘 要	<p>安城市環境クリーンセンターし尿処理施設改修整備工事</p> <p>場 所 安城市和泉町地内</p> <p>概 要 前処理設備 前脱水設備 電気計装設備ほか</p> <p>契 約 金 額 1,333,800,000 円</p> <p>契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目2番8号 クボタ環境サービス株式会社中部支店 支店長 栗 野 卓</p> <p>契約の方法 随意</p> <p>工 期 ~平成29年2月28日</p>								
議案番号	第63号議案								
議案名	財産の取得について								
摘 要	<p>教育用コンピュータ機器</p> <p>種 類 タブレットパソコン その他機器</p> <p>数 量 タブレットパソコン480台 その他機器一式(12校分)</p> <p>契 約 金 額 114,696,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市小堤町9番6号 三浦電気株式会社 代表取締役社長 三 浦 哲</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p>								
議案番号	報告第5号								
議案名	継続費の逡次繰越しについて								
摘 要	<p>一般会計 単位 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th style="width: 20%;">継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額</th> <th style="width: 20%;">支 出 済 額</th> <th style="width: 20%;">残 額 (逡次繰越額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 民生費 5 社会福祉費 (仮称) 明祥地域複合施設建設 事業</td> <td>1,349,500,000 H26 40,500,000 H27 1,120,000,000 H28 189,000,000</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">40,500,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	支 出 済 額	残 額 (逡次繰越額)	15 民生費 5 社会福祉費 (仮称) 明祥地域複合施設建設 事業	1,349,500,000 H26 40,500,000 H27 1,120,000,000 H28 189,000,000	0	40,500,000
区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	支 出 済 額	残 額 (逡次繰越額)						
15 民生費 5 社会福祉費 (仮称) 明祥地域複合施設建設 事業	1,349,500,000 H26 40,500,000 H27 1,120,000,000 H28 189,000,000	0	40,500,000						

内 容																																																																																					
議 案 番 号	報告第6号																																																																																				
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて																																																																																				
摘 要	一般会計 単位 円																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 総務費 5 総務管理費 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業</td> <td>6,875,000</td> <td>6,875,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> <tr> <td>10 総務費 5 総務管理費 基幹系システム統合事業</td> <td>13,526,000</td> <td>13,526,000</td> <td>10,399,000</td> </tr> <tr> <td>15 民生費 5 社会福祉費 (仮称)明祥地域複合施設建設事業</td> <td>37,000,000</td> <td>36,900,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>20 衛生費 10 環境費 次世代自動車普及促進事業</td> <td>80,000,000</td> <td>80,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>35 商工費 5 商工費 中心市街地活性化推進事業</td> <td>55,000,000</td> <td>55,000,000</td> <td>37,516,000</td> </tr> <tr> <td>35 商工費 5 商工費 商工業共同事業等補助事業</td> <td>115,000,000</td> <td>115,000,000</td> <td>113,826,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業</td> <td>9,500,000</td> <td>9,200,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業</td> <td>7,000,000</td> <td>7,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業</td> <td>157,000,000</td> <td>127,500,000</td> <td>21,972,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業</td> <td>67,000,000</td> <td>67,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業</td> <td>57,000,000</td> <td>48,479,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業</td> <td>39,200,000</td> <td>29,900,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 土地地区画整理事業</td> <td>81,948,000</td> <td>81,948,000</td> <td>73,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地地区画整理事業</td> <td>188,000,000</td> <td>188,000,000</td> <td>161,959,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業</td> <td>28,000,000</td> <td>27,000,000</td> <td>22,520,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地地区画整理事業</td> <td>240,700,000</td> <td>240,600,000</td> <td>115,290,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業</td> <td>105,500,000</td> <td>105,500,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 25 社会教育費 生涯学習推進計画策定事業</td> <td>1,400,000</td> <td>1,400,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 25 社会教育費 歴史博物館情報提供事業</td> <td>5,000,000</td> <td>5,000,000</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 30 保健体育費 スポーツ振興計画策定事業</td> <td>1,300,000</td> <td>1,300,000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	10 総務費 5 総務管理費 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業	6,875,000	6,875,000	5,000,000	10 総務費 5 総務管理費 基幹系システム統合事業	13,526,000	13,526,000	10,399,000	15 民生費 5 社会福祉費 (仮称)明祥地域複合施設建設事業	37,000,000	36,900,000	0	20 衛生費 10 環境費 次世代自動車普及促進事業	80,000,000	80,000,000	0	35 商工費 5 商工費 中心市街地活性化推進事業	55,000,000	55,000,000	37,516,000	35 商工費 5 商工費 商工業共同事業等補助事業	115,000,000	115,000,000	113,826,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	9,500,000	9,200,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業	7,000,000	7,000,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	157,000,000	127,500,000	21,972,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	67,000,000	67,000,000	0	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	57,000,000	48,479,000	0	40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業	39,200,000	29,900,000	0	40 土木費 20 都市計画費 土地地区画整理事業	81,948,000	81,948,000	73,000,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地地区画整理事業	188,000,000	188,000,000	161,959,000	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	28,000,000	27,000,000	22,520,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地地区画整理事業	240,700,000	240,600,000	115,290,000	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	105,500,000	105,500,000	0	50 教育費 25 社会教育費 生涯学習推進計画策定事業	1,400,000	1,400,000	0	50 教育費 25 社会教育費 歴史博物館情報提供事業	5,000,000	5,000,000	3,000,000	50 教育費 30 保健体育費 スポーツ振興計画策定事業	1,300,000	1,300,000	0
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源																																																																																	
	10 総務費 5 総務管理費 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業	6,875,000	6,875,000	5,000,000																																																																																	
	10 総務費 5 総務管理費 基幹系システム統合事業	13,526,000	13,526,000	10,399,000																																																																																	
	15 民生費 5 社会福祉費 (仮称)明祥地域複合施設建設事業	37,000,000	36,900,000	0																																																																																	
	20 衛生費 10 環境費 次世代自動車普及促進事業	80,000,000	80,000,000	0																																																																																	
	35 商工費 5 商工費 中心市街地活性化推進事業	55,000,000	55,000,000	37,516,000																																																																																	
	35 商工費 5 商工費 商工業共同事業等補助事業	115,000,000	115,000,000	113,826,000																																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	9,500,000	9,200,000	0																																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう維持管理事業	7,000,000	7,000,000	0																																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	157,000,000	127,500,000	21,972,000																																																																																	
	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	67,000,000	67,000,000	0																																																																																	
	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	57,000,000	48,479,000	0																																																																																	
	40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業	39,200,000	29,900,000	0																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 土地地区画整理事業	81,948,000	81,948,000	73,000,000																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地地区画整理事業	188,000,000	188,000,000	161,959,000																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	28,000,000	27,000,000	22,520,000																																																																																	
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地地区画整理事業	240,700,000	240,600,000	115,290,000																																																																																	
	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	105,500,000	105,500,000	0																																																																																	
50 教育費 25 社会教育費 生涯学習推進計画策定事業	1,400,000	1,400,000	0																																																																																		
50 教育費 25 社会教育費 歴史博物館情報提供事業	5,000,000	5,000,000	3,000,000																																																																																		
50 教育費 30 保健体育費 スポーツ振興計画策定事業	1,300,000	1,300,000	0																																																																																		

内 容													
議 案 番 号	報告第7号												
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて												
摘 要	下水道事業特別会計 単位 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業</td> <td>173,000,000</td> <td>173,000,000</td> <td>173,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	173,000,000	173,000,000	173,000,000				
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源									
5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	173,000,000	173,000,000	173,000,000										
議 案 番 号	報告第8号												
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて												
摘 要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計 単位 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整理事業</td> <td>246,000,000</td> <td>203,500,000</td> <td>173,172,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整理事業	246,000,000	203,500,000	173,172,000				
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源									
5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整理事業	246,000,000	203,500,000	173,172,000										
議 案 番 号	報告第9号												
議 案 名	予算の繰越しについて												
摘 要	水道事業会計 単位 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>予 算 計 上 額</th> <th>支 払 義 務 発 生 額</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業</td> <td>55,008,000</td> <td>10,008,000</td> <td>45,000,000</td> </tr> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業</td> <td>7,730,000</td> <td>2,730,000</td> <td>5,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業	55,008,000	10,008,000	45,000,000	4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業	7,730,000	2,730,000	5,000,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額									
4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業	55,008,000	10,008,000	45,000,000										
4 資本的支出 10 建設改良費 取水浄水増補改良事業	7,730,000	2,730,000	5,000,000										

内 容	
議 案 番 号	報告第 10 号
議 案 名	安城市土地開発公社の経営状況の報告について
摘 要	1 平成 2 6 年度事業報告及び決算
	[事業報告]
	取得 5,757.37 m ² 550,396,427 円 明治本町地内公園用地取得事業用地 安城南明治土地地区画整理事業用地 勢井前第一排水区ポンプ場用地取得事業用地
	処分 2,306.37 m ² 224,174,435 円 安城南明治土地地区画整理事業用地 準用河川郷東川用地取得事業用地
	[決 算]
	収益的收入 225,389,557 円 資本的收入 486,720,000 円
	収益の支出 224,500,660 円 資本的支出 712,316,427 円
	2 平成 2 7 年度事業計画及び予算
	[事業計画]
	取得 3,496 m ² 405,155 千円 安城南明治土地地区画整理事業用地 明治本町地内公園用地取得事業用地
処分 6,386 m ² 594,293 千円 明治本町地内公園用地取得事業用地 安城南明治土地地区画整理事業用地 文化財保護事業用地	
[予 算]	
収益的收入 595,365 千円 資本的收入 435,245 千円	
収益の支出 594,822 千円 資本的支出 999,448 千円	

内 容													
議 案 番 号	報告第 11 号												
議 案 名	公益財団法人安城市農業振興協会の経営状況の報告について												
摘 要	<p>1 平成 26 年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>平成 26 年度入園者数 519,972 人 開園以来の入園者数 10,055,160 人 日本デンマークと言われた安城市の伝統を生かし、人と環境にやさしい公園として定着を図るとともに、花とみどりで心が癒され、来園者の視点で楽しめる公園を目指し、次の事業を遂行</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場の提供事業 イ 都市と農村との交流の機会の提供事業 ウ 憩いと安らぎの機会の提供事業 エ 農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会の提供事業</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 地域の環境及び特性に合う新品種導入に関する研究 イ 地域の環境及び特性に合う植物の改良及び保存 ウ 希少品種及びオリジナル品種の育成及び研究 エ 特定植物保全拠点園としての植物収集及び保全</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>ア 直営店舗での販売事業 イ 販売委託事業</p> <p>[決 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>675,130,619 円</td> <td>経常外収益</td> <td>445,273 円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>650,742,347 円</td> <td>経常外費用</td> <td>299,593 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当期一般正味財産増加額</td> <td colspan="2">23,753,252 円</td> </tr> </table>	経常収益	675,130,619 円	経常外収益	445,273 円	経常費用	650,742,347 円	経常外費用	299,593 円	当期一般正味財産増加額		23,753,252 円	
	経常収益	675,130,619 円	経常外収益	445,273 円									
経常費用	650,742,347 円	経常外費用	299,593 円										
当期一般正味財産増加額		23,753,252 円											
	<p>2 平成 27 年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>指定管理者として公園の適正な管理を行うとともに、本質的な魅力を高め公園の活性化を図るため、各事業を推進</p> <p>[予 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>684,939 千円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>683,155 千円</td> </tr> </table>	経常収益	684,939 千円	経常費用	683,155 千円								
経常収益	684,939 千円												
経常費用	683,155 千円												

内 容	
議 案 番 号	諮問第 1 号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 榊原真由美の任期満了（平成 27 年 9 月 30 日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員 任期 3 年 委員数 8 人</p> <p>要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>